

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
発北下水第56号 平成26年 6月 30日	
鳥取県知事 平井 伸治 様	
提出者	
住 所 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1 氏 名 北 栄 町 北栄町長 松本 昭夫 電話番号 0858-36-5566	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大栄浄化センター
事業場の所在地	鳥取県東伯郡北栄町由良宿2249番地2
計画期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	下水道事業
②事業の規模	平成25年度 下水処理場の流入量748,450m ³
③従業員数	3人(業務委託先: ㈱クラーエー)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	排出量	4,744t (m ³)	t
	(これまでに実施した取組) ・濃縮汚泥 汚泥の脱水を強化し、最終処分量を抑制させる		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	排出量	5,472t (m ³)	t
	(今後実施する予定の取組) ・濃縮汚泥 汚泥の脱水を強化し可能な限り最終処分量を抑制させる ※下水道事業は管渠の整備が進むにつれ、下水処理量が多くなり 汚泥排出量も多くなる		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 下水道事業では、排出する産業廃棄物は下水汚泥のみ		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) なし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,278t	t
	(これまでに実施した取組) 濃縮汚泥を自設の汚泥処理施設で脱水し脱水汚泥にしている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	4,960t	t
	(今後実施する予定の取組) 脱水効率の向上等により、脱水汚泥の発生量を抑制する		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	全処理委託量	脱水汚泥 466t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0t	t
	再生利用業者への処理委託量	脱水汚泥 466t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t	t
	(これまでに実施した取組) ・脱水汚泥 再生利用業者へ委託し、再生利用（コンポスト化）を行っている		

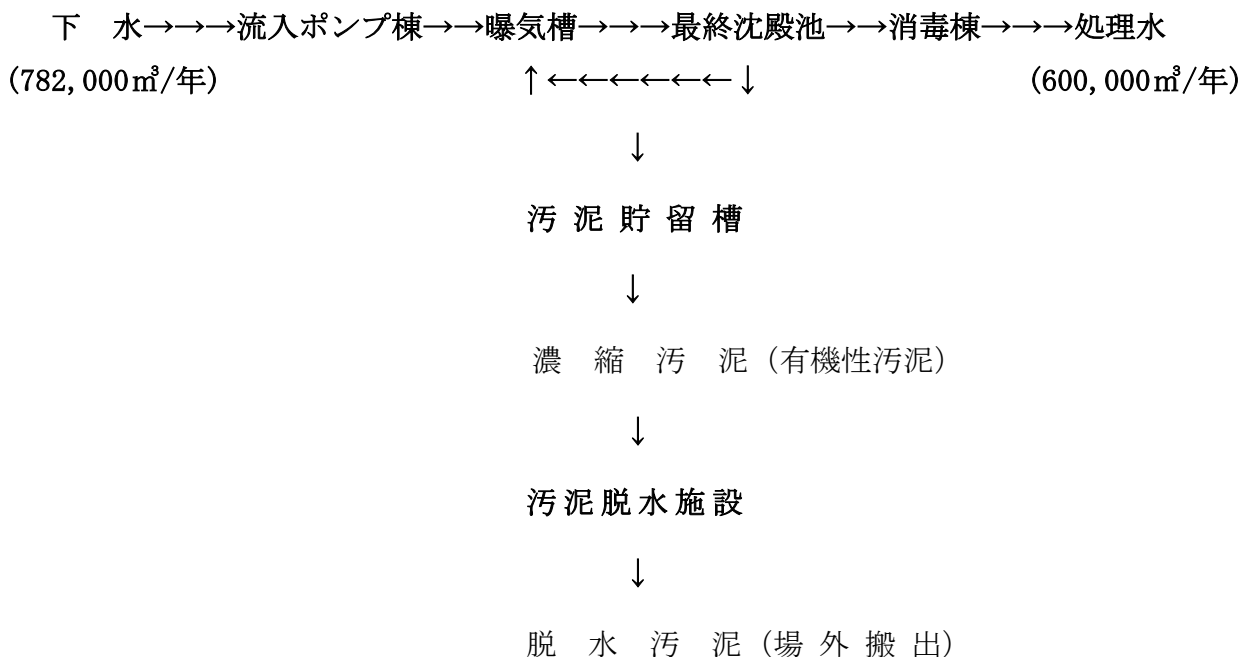
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	全処理委託量	脱水汚泥 512t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0t	t
	再生利用業者への 処理委託量	脱水汚泥 512t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 脱水汚泥 再生利用業者へ委託し、引き続き再生利用(コンポスト化)に努める 			
※事務処理欄			

備考

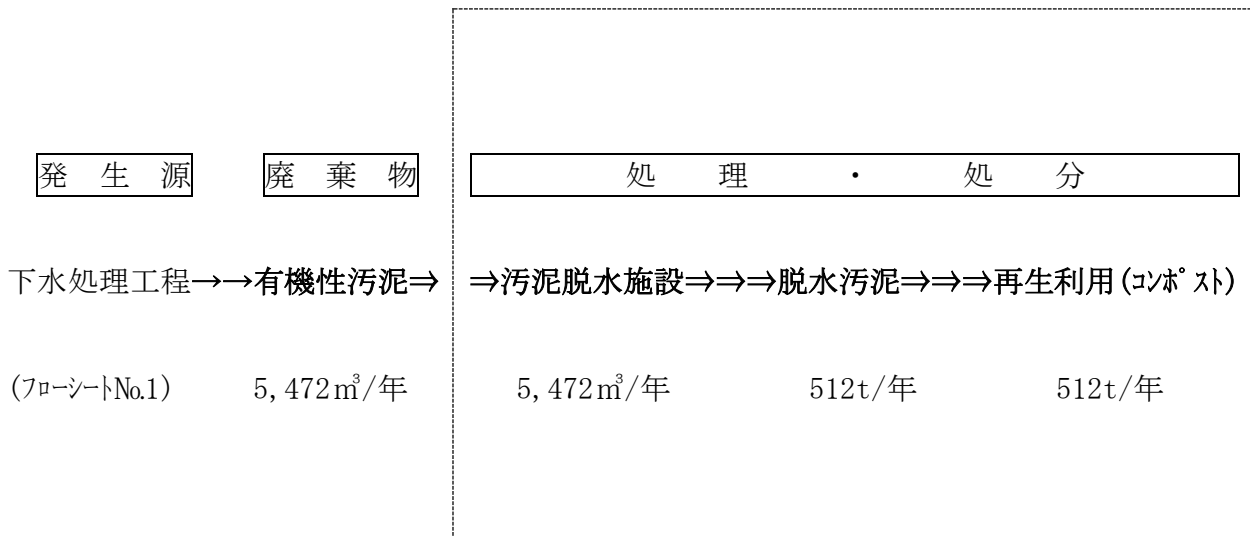
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

①大栄浄化センター 下水処理フローシート (No. 1)



①大栄浄化センター 廃棄物処理フローシート (計画)



※ ⇒ は廃棄物処理の流れ

※ 内は廃棄物の委託処理の範囲

※ 下水処理・汚泥処理ともに委託処理をおこなっている。

別紙 2

①大栄浄化センター 管理体制図（責任者）

統括責任者		所 属：地域整備課	職・氏名 課 長 吉岡 正雄
廃棄物担当		組織名：地域整備課上下水道室	職・氏名 副主幹 山本 英嗣
		大栄浄化センター（株クラエー）	職・氏名 所 長 松井 彰彦
役 割	廃棄物処理 統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理方針の策定 ○処理場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 	
	廃棄物管理 担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○職員等に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項 	
<p>廃棄物管理組織</p> <pre> graph TD A[町 北栄町長] --- B[地域整備課 統括責任者] B --- C[下水道担当者] D[委託業者 (株)クラエー] --- E[大栄浄化センター 所長] E --- F[担当者] C -.- E </pre>			